

会 議 録

案 件	第 5 回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会		
日 時	平成 28 年 11 月 16 日（水）17:00～19:00	場 所	大会議室
出 席 者	部会員 9 名、事務局 2 名	傍 聴 者	2 名

内 容

1 開会【進行：事務局】

2 部会長あいさつ

（部会長）：先日の意見交換会ではたくさんの町民に参加していただき有意義な議論をすることができた。今回は前回出した課題の通り、前文とは言わないまでも、条文作りに入っていきたい。ある程度テーマを絞り、忌憚のない意見を出し合って進めたい。来年 9 月に議会提出という予定でありまだ期間があるように思えるが、年内にある程度中身を固めてしまうようにしたい。

3 議題

（1）まちづくりに関する意見交換会について

部会長より 10 月 27 日に開催された「まちづくりに関する意見交換会」でのグループワークをまとめたものが紹介された。

（2）自治基本条例の条文（案）について

前回からの課題であった条文案について部会員それぞれが自案を持ち寄り発表した。

○議論事項

①条例の言葉遣いについて

- ・「～しなければならない」という表現による責務、義務の強調は可能な限り避ける。高圧的なイメージがある。
- ・「～しなければならない」を完全に排除するのではなく、「ここは使うべき」というところをピックアップしておく。

②住民投票について

i) 必要署名数について

- ・思い切って必要署名数は町民の 10 分の 1 ではどうか。
- ・仮に参加資格を 15 歳以上と設定すると、市貝町には約 10,000 人有資格者がい

ることになる。3,000人集めるのは難しいかもしれないが、1,000人では簡単に集まってしまう可能性がある。

- ・かといってあまりにハードルを上げて投票自体に対して尻込みされてしまうおそれもある。
- ・栃木市では6分の1と設定しているが、これは市貝町ではハードルが高い。
- ・現代はSNSによる素早く大規模な情報拡散があるため、案外大きな動きが簡単に起きてしまうかもしれない。

ii) 投票資格・請求要件について

- ・投票資格その他必要な手続きに関しては事案ごとに別条例で定めてはどうか。
- ・どこまでの案件を扱うか。全国的には原発関連や市町村合併など非常に重要な問題を扱うものがほとんどである。何らかの形で歯止めをかけないと投票に値しない事案の請求が多発することが予想される。
- ・請求要件は署名人数だけでなく「重要事項」という縛りを加えてはどうか。
- ・重要事項はどう定義するか。
- ・事案によっては子どもの参加を妨げたくはない。中学校では行政改革でかつて行っていた立志の船が取りやめになった。もちろん財政事情上やむを得ない部分もあったが、投票があれば彼らが意見を発表する場もあったのではないか。
- ・必要署名数、参加資格は町長や議会、執行機関に決定権を与えてはどうか。
- ・請求があれば住民投票を行わなければならないとするのではなく、例えば「町長が認めた場合」あるいは「住民全員に関わる事柄」などと限定してはどうか。

○次回の課題

- ・柔らかい書き方で文案を何条分か考えてくる。

4 その他

5 閉会

以上、会議の概要について記録いたします。

その他詳細については、会議資料をもって会議録とします。

